島根県保健環境科学研究所における公的研究費の適正な使用に関する行動指針 最高管理責任者(所長)

制定 平成28年4月1日 改正 令和3年4月1日

この行動規範は、公的研究費を使用する上での、当所の構成員としての行動の指針を明らかにするものである。

- 1 構成員は、公的研究費の源泉が国民の税金によるものであることを常に認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の執行に当たり、関係する法令・通知及び当所が定めるルールを遵守 しなければならない。
- 3 構成員は、公的研究費に関する不正が、当所はもとより研究活動に携わるすべての者に深刻 な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 4 構成員は、別に定める公的研究費等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動しなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費の不正及び不適切な使用を防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制を整備する。
- ※ 公的研究費とは、国または国が所管する独立行政法人もしくは国立研究開発法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- ※ 構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)に準じ、当所に所属する非常勤を 含む、研究者、職員及びその他関連する者をいう。